

資料①:鳴門市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施方針(案)

サービス(事業)種別	実施	実施内容等
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)		
ア 訪問介護相当サービス	○	現行の予防給付における予防訪問介護と同等のサービスを実施
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	○	①緩和基準によるサービスを実施(指定事業者) ②緩和基準によるサービスを実施(指定事業者以外)
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)	×	H28年度の実施予定無し、ただし、団体等からの協議があった場合には、内容により対応する
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	○	作業療法士会による生活リハビリテーションを実施(訪問・通所の組み合わせ)
オ 訪問型サービスD(移動支援)	×	H28年度の実施予定無し、ただし、団体等からの協議があった場合には、内容により対応する
カ その他	×	
(2)通所型サービス(第1号通所事業)		
ア 通所介護相当サービス	○	現行の予防給付における予防通所介護と同等のサービスを実施
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	○	緩和基準によるサービスを実施(指定事業者)
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)	×	H28年度の実施予定無し
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)	○	①作業療法士会による生活リハビリテーションを実施(訪問・通所の組み合わせ) ②理学療法士会による通所型サービスを実施
オ その他	×	
(3)その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)		
ア 栄養改善を目的とした配食	×	H28年度の実施予定無し
イ 住民ボランティア等が行う見守り	×	生活支援サービスでの実施は想定せず、必要に応じて地域介護予防活動支援事業での実施を検討する
ウ 訪問型サービス、通所型サービスの一体的提供等	×	H28年度の実施予定無し
エ その他	×	
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	○	①ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント) ②ケアマネジメントB(簡略化した介護予防ケアマネジメント) ③ケアマネジメントC(初回のみ介護予防ケアマネジメント)

サービス(事業)種別	実施	実施内容等
(5) 一般介護予防事業		
イ 介護予防普及啓発事業	○	①市民への普及啓発(パンフレット作成等) ②各種介護予防教室の実施 1,シニアハワイアンフラ 2,中国健康体操 3,男のクッキング教室 4,高齢者体力向上教室 5,認知症予防教室 6,栄養改善教室 7,いきいき介護予防支援事業 8,総合型地域スポーツクラブ介護予防教室 ③自立顕彰事業(報奨金の交付) ④いきいき百歳体操普及啓発事業
ウ 地域介護予防活動支援事業	○	①小地域交流サロン(いきいきサロン)の支援 ②いきいき・なるとボランティアポイント事業 ③生活支援サービス創出事業(サービス提供者等育成)
エ 地域リハビリテーション活動支援事業	○	リハビリテーション専門職による地域における介護予防への取組についての支援を行う 1,介護予防教室及びサロン等への講師派遣 2,地域における教室開催時の講師派遣 3,サービス事業所の職員を対象とした研修会の講師

※1 平成27年11月末時点の検討内容であり、今後変更される可能性があります。